別表G597の項を次のように改める。

G597	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域のうち、N37°30′E133°00′の地点とN34°40′E129°10′の地点とを結ぶ線の東側の空域 イ　N34°48′E137°17′の地点 ロ　名古屋ＶＯＲＴＡＣ（N35°16′E136°55′） ハ　宮津ＶＯＲ（N35°29′E135°08′） ニ　鳥取ＶＯＲ（N35°32′E134°10′） ホ　米子ＶＯＲ（N35°30′E133°14′） ヘ　出雲ＶＯＲ ト　N36°22′E131°26′の地点 2　出雲ＶＯＲから真方位314°18′及び304°18′の方向へのびる直線並びにN36°22′E131°26′の地点から真方位218°11′及び38°10′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表V17の項を次のように改める。

V17	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　大島ＶＯＲＴＡＣ ロ　静岡ＶＯＲ（N34°48′E138°12′） ハ　N34°46′E137°28′の地点 ニ　中部ＶＯＲ（N34°51′E136°48′）

別表V26の項を削る。

別表V28の項ロを次のように改める。

ロ　大津ＶＯＲ（N35°01′E135°50′）

別表V28の項ホ及びくを次のように改める。

ヰ　本郷ＶＯＲ（N34°26′E132°55′）

ノ　N34°05′E132°09′の地点

別表V28の項チを同項ヌとし、同項トを同項リとし、同項ヘの次に次のように加える。

ヲ　宇部ＶＯＲ（N33°56′E131°17′）

ワ　周防ＶＯＲ（N33°51′E131°02′）

別表V28の項3を削り、同項4を同項3とし、同項の次に次のように加える。

V29	次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　隠岐ＶＯＲ（N36°11′E133°19′） ロ　出雲ＶＯＲ ハ　N34°54′E132°50′の地点 ニ　本郷ＶＯＲ

別表V30の項ホを削り、同項3中「（N36°24′E136°24′）」を削り、同項4を削る。

別表V37の項ハ及び3を削る。

別表V38の項1中「（N35°29′E135°08′）」を削り、同項1に次のように加える。

ニ　香川ＶＯＲ（N34°13′E134°01′）

別表V38の項2中「N34°45′E134°27′の地点から真方位307°57′及び127°57′の方向へのびる直線によつて」を「香川ＶＯＲから真方位25°50′及び39°58′の方向へのびる直線によつて」に改める。

別表V40の項ハを次のように改める。

ハ　武蔵ＶＯＲ（N33°29′E131°44′）

別表V40の項くを同項トとし、同項ホを同項くとし、同項ニを同項ホとし、同項ハの次に次のように加える。

ニ　N33°08′E131°30′の地点

別表V54の項を次のように改める。

V54	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　N33°08′E131°30′の地点 ロ　鹿児島ＶＯＲＴＡＣ 2　武蔵ＶＯＲから真方位216°57′及び200°19′の方向へのびる直線並びに鹿児島ＶＯＲＴＡＣから真方位23°00′及び33°06′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1並びに武蔵ＶＯＲ、N33°09′E131°26′の地点、N33°06′E131°33′の地点及び武蔵ＶＯＲを順次に結ぶ直線によつて囲まれる区域（N33°08′E131°30′の地点を中心とする半径7kmの円内の区域を除く。）の直上空域に係るものを除く。）

別表V55の項を次のように改める。

V55	1　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から7km以内の範囲にある全ての点を含む区域の直上空域 イ　宮津ＶＯＲ ロ　N35°07′E135°18′の地点 ハ　伊丹ＶＯＲ（N34°48′E135°24′） ニ　N33°58′E135°27′の地点 ホ　串本ＶＯＲＴＡＣ 2　伊丹ＶＯＲから真方位182°11′及び172°11′の方向へのびる直線並びに串本ＶＯＲＴＡＣから真方位338°32′及び324°26′の方向へのびる直線によつて囲まれる区域の直上空域（1に係るものを除く。）

別表V56の項イを次のように改める。

イ　N34°05′E132°09′

別表V59の項を削る。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十二項及び第十三項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月四日　国土交通大臣　石井　啓一

第二項の表築城飛行場の項中「玖珂ＶＯＲ（N34°05′E132°09′）」を「N34°04′46″E132°08′50″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○国土交通省告示第二百八十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月四日　国土交通大臣　石井　啓一

表小松進入管制区の項1イ中「美保ＶＯＲＴＡＣ（N35°32′E133°06′）」を「N35°31′52″E133°05′38″の地点」に「、かつ」を「、小松ＶＯＲＴＡＣから真方位257°の方向へのびる直線の北側にあり、かつ」に改め、同項1ロ及び2中「美保ＶＯＲＴＡＣ」を「N35°31′52″E133°05′38″の地点」に改める。